

高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（平成 26 年 7 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱の一部を改正する要綱

改正前	改正後
<p>（金入り設計書の開示等）</p> <p>第 6 条 建設工事等を所管する課等の長（以下「担当課長」という。）は、開札後、落札決定の留保を開始した日（以下「開札日」という。）の<u>翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の最初の市の休日でない日）の午前 9 時</u>までに、金入り設計書のうち、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号）第 9 条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除いた部分について、疑義申立入札の参加者（当該疑義申立入札を辞退した者及び失格となった者を除く。）（以下「疑義申立入札参加者」という。）に限り開示するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（疑義申立期間）</p> <p>第 7 条 疑義申立入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の<u>2 日後</u>の午後 4 時までに、担当課長に疑義申立てを行うことができる。</p>	<p>（金入り設計書の開示等）</p> <p>第 6 条 建設工事等を所管する課等の長（以下「担当課長」という。）は、開札後、落札決定の留保を開始した日（以下「開札日」という。）の _____ _____ <u>午後 1 時</u>までに、金入り設計書のうち、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号）第 9 条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除いた部分について、疑義申立入札の参加者（当該疑義申立入札を辞退した者及び失格となった者を除く。）（以下「疑義申立入札参加者」という。）に限り開示するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（疑義申立期間）</p> <p>第 7 条 疑義申立入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の<u>翌日</u>の午後 4 時までに、担当課長に疑義申立てを行うことができる。</p>

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する建設工事等について適用し、施行日前に公告した建設工事等については、なお従前の例による。